

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。)を受けるべき場合は、次の表の第1に掲げる貨物及び同表の第2に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1

関税率表の 番号等	品目	備考
1211・30	コカ葉	
1211・40	けしがら	
1211・90-3	大麻草	
1301・90	大麻の樹脂	○
1302・11	生あへん	
1302・19-3-(2)	大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	
25・24	石綿(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十七号)附則第三条第四号に掲げるものを除く。)	○
26・12	ウラン鉱及びトリウム鉱(精鉱を含む。)	
2844・10	天然ウラン及びその化合物並びに天然ウラン又はその化合物を含有する合金(フェロウランを除く。)、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	○
2844・20	ウラン 235 を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金(フェロウランを除く。)、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	○
2844・30	ウラン 235 を減少させたウラン及びトリウム並びにこれらの化合物並びにウラン 235 を減少させたウラン、トリウム又はこれらの化合物を含有する合金(フェロウランを除く。)、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	○
2844・40	核分裂性同位元素の化合物並びにこれを含有する合金、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物	○
2844・50	使用済みの原子炉用核燃料要素(カートリッジ)	
2903・29	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン(試験研究用のものを除く。)	○
2903・81	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン。三の七の(1)において「アルファ-ヘキサクロロシクロヘキサン」という。)、r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン。三の七の(1)において「ベータ-ヘキサクロロシクロヘキサン」という。)及びr-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン。三の七の(1)において「ガンマー-ヘキサクロロシクロヘキサン」という。)(試験研究用のものを除く。)	○
2903・82	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノー-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-	

	ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル。三の七の(1)において「クロルデン類」という。)並びに1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン。三の七の(1)において「アルドリン」という。)(試験研究用のものを除く。)	
2903・89	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ[2. 2. 1]ヘプタン(別名トキサフェン。三の七の(1)において「トキサフェン」という。)及びドデカクロロペンタシクロ[5. 1. 0. 02,6. 03,9. 04,8]デカン(別名マイレックス。三の七の(1)において「マイレックス」という。)(試験研究用のものを除く。)	○
2903・92	ヘキサクロロベンゼン及び1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT。三の七の(1)において「DDT」という。)(試験研究用のものを除く。)	○
2903・99	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。以下同じ。)、ペンタクロロベンゼン及びヘキサブromoビフェニル(試験研究用のものを除く。)	○
2904・10	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS。三の七の(1)において「PFOS」という。)又はその塩(試験研究用のもの及びエッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に用いるものに限る。)、半導体用のレジスト又は業務用写真フィルムの製造に使用するものを除く。)	○
2904・90	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名PFOS F。三の七の(1)において「PFOSF」といい、試験研究用のものを除く。)	○
2904・20	4-ニトロジフェニル及びその塩	○
2906・29	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ジコホル。三の七の(1)において「ジコホル」といい、試験研究用のものを除く。)	○
2907・19	2・4・6-トリ-ターシャリーブチルフェノール(試験研究用のものを除く。)	○
2909・19	ビス(クロロメチル)エーテル	○
2907・29	(1RS・3SR)-3-[2-ヒドロキシ-4-(2-メチルノン-2-イル)フェニル]シクロヘキサン-1-オール及びその塩類	○
2909・30	テトラブromo(フェノキシベンゼン)(別名テトラブromoジフェニルエーテル。三の七の(1)において「テトラブromoジフェニルエーテル」という。)、ペンタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブromoジフェニルエーテル。三の七の(1)において「ペンタブromoジフェニルエーテル」という。)、ヘキサブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブromoジフェニルエーテル。三の七の(1)において「ヘキサブromoジフェニルエーテル」という。)及びヘプタブromo(フェノキシベンゼン)(別名	○

	ヘプタブロモジフェニルエーテル。三の七の(1)において「ヘプタブロモジフェニルエーテル」という。)(試験研究用のものを除く。)	
2910・40	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン。三の七の(1)において「ディルドリン」といい、試験研究用のものを除く。)	
2910・90	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン。三の七の(1)において「エンドリン」といい、試験研究用のものを除く。)	○
2914・31	フェニルプロパン-2-オン(別名フェニルアセトン)	
2914・70	デカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0 ^{2,6} . 0 ^{3,9} . 0 ^{4,8}]デカン-5-オン(別名クロルデコン。三の七の(1)において「クロルデコン」といい、試験研究用のものを除く。)	○
2918・19	4-ヒドロキシ酪酸(別名GHB)及びその塩類	○
2921・45	ベーターナフチルアミン及びその塩	○
2921・46	フェニルアミノプロパン及びその塩類	○
2921・49	4-アミノジフェニル、N-エチル-1-フェニルシクロヘキシルアミン(別名エチシクリジン)及びこれらの塩類	○
2921・51	N・N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン及びN・N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン(試験研究用のものを除く。)	○
2921・59	ベンジジン及びその塩	○
2922・19	3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン(別名アセチルメタドール)、 α -3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン(別名アルファアセチルメタドール)、 β -3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン(別名ベータアセチルメタドール)、 α -3-アセトキシ-6-メチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン(別名ノルアシメタドール)、6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール(別名ジメフェプタノール)、 α -6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール(別名アルファメタドール)、 β -6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノール(別名ベータメタドール)、4-ジメチルアミノ-3-メチル-1・2-ジフェニル-2-(プロピオニルオキシ)ブタン(別名プロポキシフェン)、(2-ジメチルアミノ)エチル-1-エトキシ-1・1-ジフェニルアセテート(別名ジメノキサドール)及びこれらの塩類	○
2922・29	4-エチル-2・5-ジメトキシ- α -メチルフェネチルアミン(別名DOET)、2・5-ジメトキシ-4・ α -ジメチルフェネチルアミン(別名DOM)、2・5-ジメトキシ- α -メチルフェネチルアミン(別名DMA)、3・4・5-トリメトキシフェネチルアミン(別名メスカリン)、3・4・5-トリメトキシ- α -メチルフェネチルアミン(別名TMA)、4-	○

	<p>ブロモ-2・5-ジメトキシフェネチルアミン、4-ブロモ-2・5-ジメトキシ-α-メチルフェネチルアミン(別名プロランフェタミン)、4-メトキシ-α-メチルフェネチルアミン(別名PMA)、2・4・5-トリメトキシ-α-メチルフェネチルアミン、2-(4-ヨード-2・5-ジメトキシフェニル)エタンアミン、1-(4-メトキシフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン、3-[(1R・2R)-3-(ジメチルアミノ)-1-エチル-2-メチルプロピル]フェノール(別名タペンタドール)及びこれらの塩類</p>	
2922・31	<p>6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘキサノン(別名ノルメサドン)、6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン(別名メサドン)及びこれらの塩類</p>	○
2922・39	<p>6-ジメチルアミノ-5-メチル-4・4-ジフェニル-3-ヘキサノン(別名イソメサドン)、2-(メチルアミノ)-1-フェニルプロパン-1-オン(別名メカチノン)、2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)、2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン、2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びこれらの塩類</p>	○
2922・44	<p>トランス-2-ジメチルアミノ-1-フェニル-3-シクロヘキセン-1-カルボン酸エチルエステル(別名チリジン)及びその塩類</p>	
2922・49	<p>7-[(10・11-ジヒドロ-5H-ジベンゾ[a・d]シクロヘプテン-5-イル)アミノ]ヘプタン酸(別名アミネプチン)及びその塩類</p>	○
2924・29	<p>N-(2-(メチルフェネチルアミノ)プロピル)プロピオンアニリド(別名ジアンプロミド)及びその塩類</p>	○
2926・30	<p>4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルブタン(別名メサドン中間体)及びその塩類</p>	○
2930・90	<p>α-メチル-4-メチルチオフェネチルアミン(別名4-MTA)、2・5-ジメトキシ-4-(プロピルチオ)フェネチルアミン、2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド(別名モダフィニル)、2-(4-エチルスルファニル-2・5-ジメトキシフェニル)エタンアミン、2-(2・5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及びこれらの塩類</p>	○
2931・20	<p>ビス(トリブチルスズ)=オキシド(試験研究用のものを除く。)</p>	○
2932・95	<p>6a・7・8・9-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラン-1-オール(別名デルタ 10 テトラヒドロカンナビノール)、6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラン-1-オール(別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール)(分解反応以外の化学反応(大麻取締法(昭和 23 年法律第 124 号)第1条に規定する大麻草(以下この項において「大麻草」という。))及びその製品に含有されている 6a・7・8・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ(b・d)ピラン-1-オールを精製するために必要なものを除く。)を起こさせることにより得られるものに限る。)、6a・7・10・10a-テトラヒドロ-6・6・9-トリメチル-3-ペンチル-6H</p>	○

	<p>ージベンゾ(b・d)ピランー1ーオール(別名デルタ8テトラヒドロカンナビノール)(分解反応以外の化学反応(大麻草及びその製品に含有されている 6a・7・10・10aーテトラヒドロー6・6・9ートリメチルー3ーペンチルー6Hージベンゾ(b・d)ピランー1ーオールを精製するために必要なものを除く。)を起こさせることにより得られるものに限る。)、6a・9・10・10aーテトラヒドロー6・6・9ートリメチルー3ーペンチルー6Hージベンゾ(b・d)ピランー1ーオール(別名デルタ7テトラヒドロカンナビノール)、7・8・9・10ーテトラヒドロー6・6・9ートリメチルー3ーペンチルー6Hージベンゾ(b・d)ピランー1ーオール(別名デルタ 6a(10a)テトラヒドロカンナビノール)、8・9・10・10aーテトラヒドロー6・6・9ートリメチルー3ーペンチルー6Hージベンゾ(b・d)ピランー1ーオール(別名デルタ 6a(7)テトラヒドロカンナビノール)、6a・7・8・9・10・10aーヘキサヒドロー6・6ージメチルー9ーメチレンー3ーペンチルー6Hージベンゾ(b・d)ピランー1ーオール(別名デルタ9(11)テトラヒドロカンナビノール)及びこれらの塩類</p>	
2932・99	<p>Nーエチルーαーメチルー3・4ー(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名NーエチルMDA)、3ー(1・2ージメチルヘプチル)ー7・8・9・10ーテトラヒドロー6・6・9ートリメチルー6Hージベンゾ(b・d)ピランー1ーオール(別名DMHP)、N・αージメチルー3・4ー(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDMA)、3ーヘキシルー7・8・9・10ーテトラヒドロー6・6・9ートリメチルー6Hージベンゾ(b・d)ピランー1ーオール(別名パラヘキシル)、αーメチルー3・4ー(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDA)、Nー(αーメチルー3・4ー(メチレンジオキシ)フェネチル)ヒドロキシルアミン(別名NーヒドロキシMDA)、3ーメトキシーαーメチルー4・5ー(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MMDA)、Nーメチルーαーエチルー3・4ー(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MBDB)、2ーメチルアミノー1ー(3・4ーメチレンジオキシフェニル)プロパンー1ーオン、NーメチルーNー(1ー(3・4ーメチレンジオキシフェニル)プロパンー2ーイル)ヒドロキシルアミン、2ーエチルアミノー1ー(3・4ーメチレンジオキシフェニル)プロパンー1ーオン及びこれらの塩類</p>	○
2933・33	<p>Nー(1ー(2ー(4ーエチルー5ーオキソー2ーテトラゾリンー1ーイル)エチル)ー4ー(メトキシメチル)ー4ーピペリジル)プロピオンアニリド(別名アルフェンタニル)、1ー(2ー(4ーアミノフェニル)エチル)ー4ーフェニルピペリジンー4ーカルボン酸エチルエステル(別名アニレリジン)、1ー(3ーシアノー3・3ージフェニルプロピル)ー4ーフェニルピペリジンー4ーカルボン酸エチルエステル(別名ジフェノキシレート)、4ーシアノー1ーメチルー4ーフェニルピペリジン(別名ペチジン中間体A)、4・4ージフェニルー6ーピペリジノー3ーヘプタノン(別名ジピパノン)、1・2・5ートリメチルー4ーフェニルー4ー(プロピオニルオキシ)ピペリジン(別名トリメペリジン)、1ー(3ーヒドロキシー3ーフェニルプロピル)ー4ーフェニルピペリジンー4ーカルボン酸エチルエステル(別名フェノペリジン)、4ー(3ーヒドロキシフェ</p>	○

ニル) - 1 - メチル - 4 - ピペリジルエチルケトン (別名ケトベミド)、1 - (3 - シアノ - 3 - ジフェニルプロピル) - 4 - (2 - オキソ - 3 - プロピオニル - 1 - ベンズイミダゾリニル)ピペリジン (別名ベジトラミド)、1 - (3 - シアノ - 3 - ジフェニルプロピル) - 4 - (1 - ピペリジノ)ピペリジン - 4 - カルボン酸アミド (別名ピリトラミド)、1 - (3 - シアノ - 3 - ジフェニルプロピル) - 4 - フェニルピペリジン - 4 - カルボン酸 (別名ジフェノキシン)、1 - (1 - フェニルシクロヘキシル)ピペリジン (別名フェンシクリジン)、N - (1 - フェネチル - 4 - ピペリジル)プロピオンアニリド (別名フェンタニル)、N - (1 - メチル - 2 - (ピペリジノエチル)) - N - 2 - ピリジルプロピオンアミド (別名プロピラム)、2 - フェニル - 2 - (2 - ピペリジル)酢酸メチルエステル (別名メチルフェニデート)、1 - メチル - 4 - フェニルピペリジン - 4 - カルボン酸エチルエステル及びこれらの塩類

2933・39

3 - アリル - 1 - メチル - 4 - フェニル - 4 - (プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名アリルプロジン)、 α - 3 - エチル - 1 - メチル - 4 - フェニル - 4 - (プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名アルファメプロジン)、 β - 3 - エチル - 1 - メチル - 4 - フェニル - 4 - (プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名ベータメプロジン)、 α - 1・3 - ジメチル - 4 - フェニル - 4 - (プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名アルファプロジン)、 β - 1・3 - ジメチル - 4 - フェニル - 4 - (プロピオニルオキシ)ピペリジン (別名ベータプロジン)、1 - (2 - (2 - ヒドロキシエトキシ)エチル) - 4 - フェニルピペリジン - 4 - カルボン酸エチルエステル (別名エトキシセリジン)、4 - (3 - ヒドロキシフェニル) - 1 - メチルピペリジン - 4 - カルボン酸エチルエステル (別名ヒドロキシペチジン)、4 - フェニルピペリジン - 4 - カルボン酸エチルエステル (別名ペチジン中間体B)、4 - フェニル - 1 - (3 - フェニルアミノプロピル)ピペリジン - 4 - カルボン酸エチルエステル (別名ピミノジン)、1 - (2 - (ベンジルオキシ)エチル) - 4 - フェニルピペリジン - 4 - カルボン酸エチルエステル (別名ベンゼチジン)、N - (1 - メチル - 2 - ピペリジノエチル)プロピオンアニリド (別名フェナンプロミド)、1 - メチル - 4 - フェニルピペリジン - 4 - カルボン酸エステル (1 - メチル - 4 - フェニルピペリジン - 4 - カルボン酸エチルエステルを除く。)、4・4 - ジフェニル - 6 - ピペリジノ - 3 - ヘキサノン (別名ノルピパノン)、N - (1 - (β - ヒドロオキシフェネチル) - 4 - ピペリジル)プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシフェンタニル)、N - (1 - (β - ヒドロキシフェネチル) - 3 - メチル - 4 - ピペリジル)プロピオンアニリド (別名ベータヒドロキシ - 3 - メチルフェンタニル)、1 - フェネチル - 4 - フェニル - 4 - ピペリジノール酢酸エステル (別名PEPAP)、4 - フルオロ - N - (1 - フェネチル - 4 - ピペリジル)プロピオンアニリド (別名パラフルオロフェンタニル)、1 - メチル - 4 - フェニルピペリジン - 4 - カルボン酸 (別名ペチジン中間体C)、N - (3 - メチル - 1 - フェネチル - 4 - ピペリジル)プロピオンアニリド (別名3 - メチルフェンタニル)、1 - メチル

	<p>−4−フェニル−4−ピペリジノールプロピオン酸エステル(別名M PPP)、N−(1−(α−メチルフェネチル)−4−ピペリジル)アセトアニリド(別名アセチル−アルファ−メチルフェンタニル)、N−(1−(α−メチルフェネチル)−4−ピペリジル)プロピオンアニリド(別名アルファ−メチルフェンタニル)、1−(2−メトキシカルボニルエチル)−4−(フェニルプロピオニルアミノ)ピペリジン−4−カルボン酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)、1・2・3・4・5・6−ヘキサヒドロ−8−ヒドロキシ−6・11−ジメチル−3−フェネチル−2・6−メタノ−3−ベンザゾシン(別名フェナゾシン)、1・2・3・4・5・6−ヘキサヒドロ−8−ヒドロキシ−3・6・11−トリメチル−2・6−メタノ−3−ベンザゾシン(別名メタゾシン)及びこれらの塩類</p>	
2933・41	<p>3−ヒドロキシ−N−メチルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びその塩類</p>	
2933・49	<p>3−ヒドロキシ−N−フェナシルモルヒナン(右旋性のものを除く。)、3−ヒドロキシ−N−フェネチルモルヒナン(別名フェノモルファン)、3・4−ジメトキシ−17−メチルモルヒナン−6β・14−ジオール(別名ドロテバノール)、3−ヒドロキシモルヒナン(右旋性のものを除く。)、3−メトキシ−N−メチルモルヒナン(右旋性のものを除く。)及びこれらの塩類</p>	○
2933・53	<p>5−アリル−5−(1−メチルブチル)バルビツール酸(別名セコバルビタール)及びその塩類</p>	○
2933・55	<p>α−(α−メトキシベンジル)−4−(β−メトキシフェネチル)−1−ピペラジンエタノール(別名ジペプロール)、3−(2−クロロフェニル)−2−メチル−4(3H)−キナゾリノン(別名メクロカロン)、2−メチル−3−(2−トリル)−4(3H)−キナゾリノン(別名メタカロン)及びこれらの塩類</p>	○
2933・59	<p>1−(3−トリフルオロメチルフェニル)ピペラジン、1−ベンジルピペラジン、1−(3−クロロフェニル)ピペラジン及びこれらの塩類</p>	○
2933・99	<p>2−(4−クロロベンジル)−1−(ジエチルアミノ)エチル−5−ニトロベンズイミダゾール(別名クロニタゼン)、1−(ジエチルアミノ)エチル−2−(4−エトキシベンジル)−5−ニトロベンズイミダゾール(別名エトニタゼン)1・3−ジメチル−4−フェニル−4−(プロピオニルオキシ)アザシクロヘプタン(別名プロヘプタジン)、3−(2−アミノブチル)インドール(別名エトリプタミン)、3−(2−(ジエチルアミノ)エチル)インドール(別名DET)、3−(2−(ジメチルアミノ)エチル)インドール(別名DMT)、3−((2−ジメチルアミノ)エチル)−インドール−4−イルリン酸エステル(別名サイロシビン)、3−(2−(ジメチルアミノ)エチル)−インドール−4−オール(別名サイロシン)、1−(1−フェニルシクロヘキシル)ピロリジン(別名ロリシクリジン)、3・7−ジヒドロ−1・3−ジメチル−7−(2−((α−メチルフェネチル)アミノ)エチル)−1H−プリン−2・6−ジオン(別名フェネチリン)、3−[2−(ジイソプロピルアミノ)エチル]−5−メトキシインドール(別名5−Meo−DIPT)3−(2−アミノプロピル)インドール</p>	○

	(別名AMT)、1-ナフトレニル(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン、N, N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン、1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン、(1-ブチル-1H-インドール-3-イル)(ナフトレン-1-イル)メタノン、(4-メチルナフトレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン、[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](ナフトレン-1-イル)メタノン、[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](4-メチルナフトレン-1-イル)メタノン、[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル](2・2・3・3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びこれらの塩類並びに2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジーターシャリーブチルフェノール(試験研究用のものを除く。)	
2934・91	N-(4-(メキシメチル)-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名スフェンタニル)、3-メチル-2-フェニルモルフォリン(別名フェンメトラジン)及びこれらの塩類	○
2934・99	3-(N-エチル-N-メチルアミノ)-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン(別名エチルメチルチアンブテン)、3-ジエチルアミノ-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン(別名ジエチルチアンブテン)、3-ジメチルアミノ-1・1-ジ-(2-チエニル)-1-ブテン(別名ジメチルチアンブテン)、4-フェニル-1-(2-(テトラヒドロフルフリルオキシ)エチル)ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名フレチジン)、((3-メチル-4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル)ブチリル)ピロリジン、2-メチル-3-モルフォリノ-1・1-ジフェニル酪酸(別名モラミド中間体)、1-(2-モノフォリノエチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル(別名モルフェリジン)、6-モルフォリノ-4・4-ジフェニル-3-ヘプタノン(別名フェナドキソン)、4-モルフォリノ-2・2-ジフェニル酪酸エチルエステル(別名ジオキサフェチルブチレート)、シス-2-アミノ-4-メチル-5-フェニル-2-オキサゾリン(別名4-メチルアミノレクス)、N-(1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名チオフエンタニル)、1-(1-(2-チエニル)シクロヘキシル)ピペジン(別名テノシクリジン)、N-(1-(1-メチル-2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名アルファメチルチオフエンタニル)、N-(3-メチル-1-(2-(2-チエニル)エチル)-4-ピペリジル)プロピオンアニリド(別名3-メチルチオフエンタニル)、1-(3・4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びこれらの塩類	○
2939・11	次に掲げるもの及びその塩類 イ コデイン、エチルモルヒネ ロ ジアセチルモルヒネ(別名ヘロイン) ハ ジヒドロコデイン(別名ヒドロコドン)	○

	<p>ニ ジヒドロコデイン</p> <p>ホ ジヒドロヒドロキシコデイン(別名オキシコドン)</p> <p>ヘ ジヒドロヒドロキシモルヒノン(別名オキシモルフォン)</p> <p>ト ジヒドロモルヒノン(別名ヒドロモルフォン)</p> <p>チ テバイン</p> <p>リ モルヒネ</p> <p>ヌ 7・8-ジヒドロ-7α-[1-(R)-ヒドロキシ-1-メチルブチル]-6-0-メチル-6・14-エンド-エテノモルヒネ(別名エトルフィン)</p>	
2939・19	<p>次に掲げるもの及びその塩類(又にあつては、その誘導体。)</p> <p>イ N-アリルノルモルヒネ(別名ナロルフィン)及びそのエステル</p> <p>ロ ジヒドロデオキシモルヒネ(別名デソモルヒネ)及びそのエステル</p> <p>ハ ジヒドロモルヒネ及びそのエステル</p> <p>ニ 6-ニコチニルコデイン(別名ニココジン)</p> <p>ホ ノルモルヒネ(別名デメチルモルヒネ)及びそのエーテル</p> <p>ヘ 14-ヒドロキシジヒドロモルヒネ(別名ヒドロモルヒノール)</p> <p>ト 6-メチルジヒドロモルヒネ(別名メチルジヒドロモルヒネ)</p> <p>チ メチルジヒドロモルヒノン(別名メトポン)及びそのエステル</p> <p>リ 6-メチル-Δ-6-デオキシモルヒネ(別名メチルデソルフィン)</p> <p>ヌ モルヒネ-N-オキシドその他五価窒素モルヒネ</p> <p>ル 3-0-アセチル-7・8-ジヒドロ-7α-[1-(R)-ヒドロキシ-1-メチルブチル]-6-0-メチル-6・14-エンド-エテノモルヒネ(別名アセトルフィン)</p> <p>ヲ ジヒドロコデイン-6-(カルボキシメチル)オキシム(別名コドキシム)</p> <p>ワ 7・8-ジヒドロ-7-α-[1-(R)-ヒドロキシ-1-メチルブチル]-6・14-エンド-エタノテトラヒドロオリパビン(別名ジヒドロエトルフィン)</p> <p>カ モルヒネのエーテル(コデイン、エチルモルヒネを除く。)</p> <p>ヨ モルヒネのエステル(ジアセチルモルヒネ(別名ヘロイン)を除く。)</p> <p>タ ジヒドロコデイン(別名ヒドロコドン)のエステル</p> <p>レ ジヒドロコデインのエステル</p> <p>ソ ジヒドロヒドロキシコデイン(別名オキシコドン)のエステル</p> <p>ツ ジヒドロモルヒノン(別名ヒドロモルフォン)のエステル</p> <p>ネ (5R)-4・5-エポキシ-6-メトキシ-17-メチル-6・7・8・14-テトラデヒドロモルヒナン-3-オール(別名オリパビン)</p>	○
2939・41	1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1(エフェドリン)及びその塩類	
2939・42	1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1(プソイドエフェドリ	

	ン)及びその塩類	
2939・44	1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1、エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オール(別名ノルエフェドリン)及びこれらの塩類	
2939・69	リゼルギン酸ジエチルアミド(別名リゼルギド)及びその塩類	○
2939・91	エクゴニン、コカインその他エクゴニンのエステル、フェニルメチルアミノプロパン及びこれらの塩類	○
2939・99	2-アミノプロピオフェノン、1-フェニル-1-クロロ-2-メチルアミノプロパン、1-フェニル-1-クロロ-2-ジメチルアミノプロパン、1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩類	○
3002・30	口蹄疫ワクチン(治験用のものを除く。)	○
30・03	1211・30、2918・19、2921・49、2922・19 から 2930・90 まで及び 2932・95 から 2939・99 までの項に掲げる物(4-アミノジフェニル及びその塩類を除く。)のいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ コデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であって、この項のイからホまで以外の部分に規定する物(コデイン、ジヒドロコデイン、4-アミノジフェニル及びこれらの塩類を除く。)を含有しないもの ロ 麻薬原料植物以外の植物(その一部分を含む。) ハ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物 ニ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物 ホ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物	○
30・04	1211・30、2918・19、2921・49、2922・19 から 2930・90 まで及び 2932・95 から 2939・99 までの項に掲げる物(4-アミノジフェニル及びその塩類を除く。)のいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ コデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類の含有量が全重量の1%以下の製剤であって、この項のイからホまで以外の部分に規定する物(コデイン、ジヒドロコデイン、4-アミノジフェニル及びこれらの塩類を除く。)を含有しないもの ロ 麻薬原料植物以外の植物(その一部分を含む。) ハ 1-フェニル-2-メチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物 ニ 1-フェニル-2-ジメチルアミノプロパノール-1の含有量が全重量の10%以下の物 ホ エリトロ-2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オールの含有量が全重量の50%以下の物	○
3404・90	ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ナフタレン(試験研究用のものを除く。)	○

3506・91	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるもの	○
36・01	火薬	
36・02	爆薬	
36・03	導火線、導爆線、火管、イグナイター(次に掲げるものを除く。)及び雷管 イ 火薬0.1グラム以下のイグナイターのうち、黒色火薬を使用し電気により点火する構造のもの ロ 自動車用エアバッグガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たすもの (1) 火薬(過塩素酸塩を主とする火薬に限る。以下同じ。)の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、点火部(イグナイターの部分品であって、点火薬が充てんされているものをいう。以下同じ。)を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部の火薬の量が0.26グラム以下であること。 (2) 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。 (3) 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。 (4) 外殻は、防錆性を有する材質であること。 (5) 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。 (6) 点火部を2つ有するもの場合には、それぞれの点火部が(1)から(5)までの要件を満たし、かつ、一方の点火部の点火が他方の点火部の点火を引き起こさない構造であること。 ハ 自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いるガス発生器(L字型ガス発生器を含む。)、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器又は自動車用歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるイグナイターであって、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たすもの (1) 火薬の量が0.26グラム以下のもの又は火薬の量が0.09グラム以下であり、かつ、爆薬の量が0.025グラム以下のものであること。ただし、自動車用乗員前方移動拘束装置に用いるガス発生器に組み込んで用いるもの場合には、火薬の量が0.25グラム以下のものであること。 (2) 電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造であること。 (3) 火薬及び爆薬を再度充てんすることができず、再使用できない構造であること。 (4) 外殻は、防錆性を有する材質であること。	○

	(5) 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。	
36・05	黄りんマッチ	○
38・22	4-ニトロジフェニル(その塩を含む。)、ビス(クロロメチル)エーテル、ベンジジン(その塩を含む。)、4-アミノジフェニル(その塩を含む。)又はベーターナフチルアミン(その塩を含む。)をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの	○
3824・82	ポリ塩化ビフェニル(試験研究用のものを除く。)	○
3824・90	ポリ塩化ナフタレン(試験研究用のものを除く。)及び4-ニトロジフェニル(その塩を含む。)、ビス(クロロメチル)エーテル、ベンジジン(その塩を含む。)、4-アミノジフェニル(その塩を含む。)又はベーターナフチルアミン(その塩を含む。)をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの	○
4005・20	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるもの	○
4016・99	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるもの	○
8109・90	ジルコニウムの管(原子炉本体を構成するために設計又は製造されたものであって、ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の50分の1未満のものに限る。)	○
8401・10	原子炉	
8401・30	核燃料要素(カートリッジ式で未使用のものに限る。)	
8401・40	原子炉の部分品	
84・11	軍用航空機用原動機(部分品を除く。)	○
8412・10	軍用航空機用原動機	○
8412・39	軍用航空機用原動機	○
8412・80	軍用航空機用原動機	○
87・10	戦車その他の装甲車両(自走式ののものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。)及びその部分品	
88・02	軍用航空機(関税率表第 8802・60 号に掲げるものを除く。)	○
89・06	軍艦	○
9030・10	電離放射線の測定用又は検出用の機器(核燃料物質を含むものに限る。)	○
9030・90	電離放射線の測定用又は検出用の機器(核燃料物質を含むものに限る。)の部分品及び附属品(核燃料物質を含むものに限る。)	○
93・01	軍用の武器	
93・02	けん銃	
93・03	その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの	
93・04	その他の武器	
93・05	関税率表第 93・01 項から第 93・04 項までの物品の部分品及び附属品(関税率表第 9305・99 号であって、プラスチック製、ゴム製、	○

	革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のものを除く。）
93・06	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）
93・07	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

第2 ワシントン条約動植物及びその派生物、廃棄物等、化学兵器禁止法に定める特定物質、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に定める規制物質並びに石綿を用いた製品

- 1 ワシントン条約附属書 I に掲げる種に属する動物（まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物
- 2 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（同条第四項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）
- 3 化学兵器禁止法第二条第三項に規定する特定物質
- 4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十四条第一項に規定する政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書 A 又は附属書 B に掲げる化学物質が使用されているものに限る。）
- 5 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第三条各号に掲げるものを除く。）